附　則

1　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

2　この省令の施行の日前に開始された国家公務員共済組合法第六十八条の二第一項に規定する育児休業等に係る育児休業手当金の支給の請求については、なお従前の例による。

3　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第三十一号の二及び別紙様式第三十一号の四の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○財務省令第七十七号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十七条第二項、第二十三条第六項及び第八項並びに第二十四条第二項の規定に基づき、並びに同法及び財務省組織令（平成十一年政令第二百五十号）を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

財務大臣　藤井　裕久

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四百条に次の一号を加える。

七　保険料等の徴収（令第九十一条第四号から第九号までに掲げる事務をいう。以下同じ。）に関すること。

第四百四十八条に次の一号を加える。

五　保険料等の徴収に関すること。

第四百八十九条第一項に次の一号を加える。

八　保険料等の徴収に関すること。

第四百九十一条第三項第二号中「引継ぎに係る滞納処分等の」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ　引継ぎに係る滞納処分等の事務

ロ　保険料等の徴収に関する事務のうち、滞納処分、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予及び会社更生法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律に基づく更生事件に関する事務（以下第四百九十五条、第四百九十八条、第五百三十五条及び第五百四十二条において「保険料等に係る滞納処分等の事務」という。）

第四百九十二条第三号中「前号」を「第二号及び前号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三　保険料等の徴収に関する不服申立てに関すること。

四　保険料等の徴収に関する訴訟に関すること。

第四百九十四条中「引継ぎに係る滞納処分等の事務で、」を削り、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一　次に掲げる事務のうち引継ぎに係る滞納処分等の事務

イ　内国税の滞納処分の執行及び納税の猶予に関すること。

ロ　前号に掲げる事務に係る不服申立てに関すること。

ハ　第四百八十九条第一項第六号及び第七号に掲げる事務

二　保険料等の徴収に関する事務のうち次に掲げる事務

イ　滞納処分の執行及び国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予に関すること。

ロ　前号に掲げる事務に係る不服申立てに関すること。

ハ　会社更生法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律に基づく更生事件に関すること。

第四百九十四条第三号を削る。

第四百九十五条中「事務」の下に「及び保険料等に係る滞納処分等の事務」を加える。

第四百九十六条第二項中「及び第三号」を「、第四号及び第五号」に改める。

第四百九十七条第二項を次のように改める。

2　国税実査官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理する。

一　第四百八十八条第二号、第四号及び第八号に掲げる事務（同条第二号に掲げる事務にあっては、税外諸収入の徴収に関するものを、同条第四号に掲げる事務にあっては、国税訟務官の処理するものを除く。）

二　第四百八十九条第一項第二号、第四号及び第八号に掲げる事務（国税訟務官及び国税徴収官の処理するものを除く。）

三　第四百九十三条に規定する事務

第四百九十八条第二項中「滞納処分等の事務」の下に「及び保険料等に係る滞納処分等の事務」を加える。

第五百三十一条に次の一号を加える。

十五　保険料等の徴収に関すること。

第五百三十五条中「事務」の下に「及び保険料等に係る滞納処分等の事務」を加える。

第五百三十八条第二項中「及び第三号」を「、第四号及び第五号」に改める。

第五百四十条第三項中「及び第八号」を「、第八号及び第十五号」に改め、「同条第四号」の下に「及び第十五号」を加える。

第五百四十二条第二項中「滞納処分等の事務」の下に「及び保険料等に係る滞納処分等の事務」を加える。

第五百五十条中「及び第八号」を「、第八号及び第九号」に改める。

第五百五十二条に次の一号を加える。

九　保険料等の徴収に関すること。

別表第三博多の項中「太宰府市　前原市」を「太宰府市」に、「朝倉市」を「朝倉市　糸島市」に改め、「糸島郡」を削る。

別表第九豊田の項中「西加茂郡」を「みよし市」に改め、同表長浜の項中「東浅井郡　伊香郡」を削り、同表西福岡の項中「前原市　糸島郡」を「糸島市」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、別表第九豊田の項の改正規定は、同月四日から施行する。

○財務省令第七十八号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十五条の二第四項並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の六第十三項第六号、第二十七条の七第十一項第六号及び第三十九条の三十六第十八項第三号イの規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

財務大臣　藤井　裕久

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の九第十項第一号中「第六十条第一項」を「第百二十五条第一項」に改め、同項第三号中「及び同条第二項の規定により同項に規定する船舶所有者から徴収することとされる一般拠出金」を削る。

第二十条の三第十項第一号中「第六十条第一項」を「第百二十五条第一項」に改め、同項第三号中「及び同条第二項の規定により同項に規定する船舶所有者から徴収することとされる一般拠出金」を削る。